

週  
刊

# 企業経営 WEBマガジン

## 1 ネットジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター2007年10月19日号 要旨  
米国経済動向～深刻さ増す住宅不況

## 2 企業経営 TOPIX

統計調査資料  
月例経済報告(平成19年10月)

## 3 企業経営ネットセミナー

ジャンル: 営業  
PRのプロが実践するヒット商品のシナリオ作り

## 4 企業経営Q & A

ジャンル: 事業承継・相続      サブジャンル: 遺言書の活用  
遺言書の必要性  
遺言書の種類

## 5 企業経営情報レポート

要約版: 中小企業の活用法が大幅拡大 種類株式の概要と発行実務

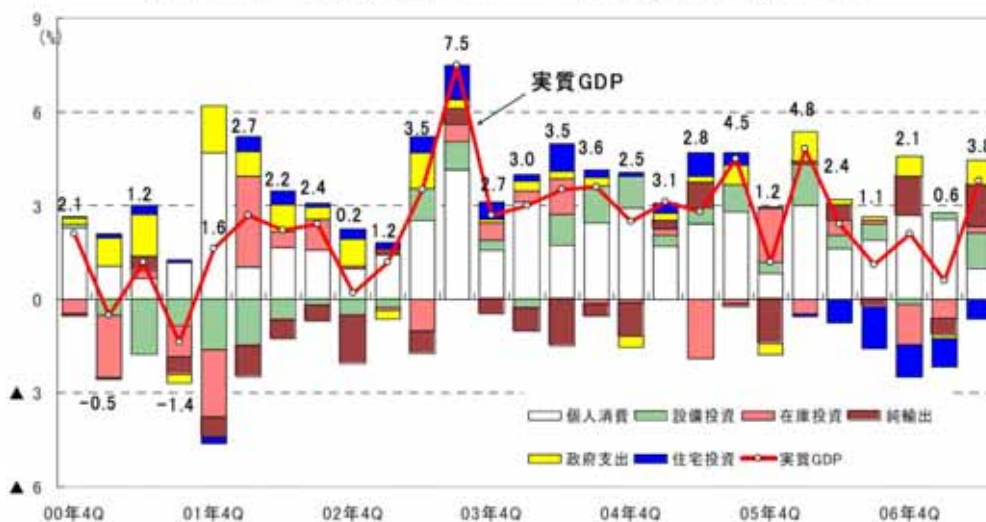
# 米国経済動向～深刻さ増す住宅不況

## 要 旨

### <米国経済の動き>

1. サブプライム問題に端を発する8月の金融市場の混乱は、住宅市場の一段の悪化を招いた。住宅市場冷え込みが今後の米景気に対する深刻なリスクとなりつつある。
2. 月末発表の7 - 9月期 GDP（速報値）は、個人消費の増加により、市場では2%台後半が予想されているが、一時的な要因（インセンティブ販売による自動車販売増）による所も大きく、景気減速の見方を変えるものとはならないだろう。
3. また、月末にはFOMCが開催される。FRBは、サブプライム問題の拡大から生じた8月の金融市場の混乱に対し、9/18には政策金利であるFF目標金利の0.5%利下げを実施。その後、10/17に公表のページブックでも景気認識を下方修正しており、現状では利下げのスタンスは維持されると思われる。

(図表1) 米国：実質GDPの推移と寄与度内訳



(資料) 米国商務省

「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、  
当事務所のホームページの  
「ネットジャーナル」よりご確認ください。

# 月例経済報告

(平成19年10月)

抜 粋

(内閣府)【19/10/22 公表】

## 1. 総 論

### (我が国経済の基調判断)

景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、回復している。

- ・ 企業収益は、改善している。設備投資は、このところ弱い動きがみられるものの、基調として増加している。
- ・ 雇用情勢は、厳しさが残るものの、着実に改善している。
- ・ 個人消費は、おおむね横ばいとなっている。
- ・ 輸出は、緩やかに増加している。生産は、持ち直している。

先行きについては、企業部門の好調さが持続し、これが家計部門へ波及し国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる。一方、アメリカ経済や原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要がある。

### (政策の基本的態度)

政府は、「経済財政改革の基本方針2007」に基づき、改革への取組を加速・深化する。

民間需要主導の持続的な成長を図るとともに、これと両立する安定的な物価上昇率を定着させるため、政府と日本銀行は、上記基本方針に示されたマクロ経済運営に関する基本的視点を共有し、政策運営を行う。

## 2. 各 論

### 1. 消費・投資などの需要動向

個人消費は、おおむね横ばいとなっている。

個人消費は、おおむね横ばいとなっている。消費者マインドは弱含みで推移し、所得はおおむね横ばいで推移している。需要側統計（「家計調査」等）と供給側統計（鉱工業出荷指数等）を合成した消費総合指数は、8月は前月に比べ増加したものの、おおむね横ばいとなっている。

個別の指標について、8月の動きをみると、「家計調査」では、実質消費支出は前月から増加した。販売側の統計をみると、小売業販売額は前月に比べて増加した。新車販売台数は、8月増加した後、9月は減少した。旅行は、海外旅行は前年を下回ったものの、国内旅行は前年を上回った。外食は、前年を上回った。

先行きについては、雇用情勢が改善していることから、所得の伸びが改善すれば、個人消費は増加していくものと期待される。

設備投資は、このところ弱い動きがみられるものの、基調として増加している。

設備投資は、このところ弱い動きがみられるものの、基調として増加している。これを需要側統計である「法人企業統計季報」でみると、2007年4 - 6月期は製造業は増加したものの、非製造業は減少している。機械設備投資の供給側統計である資本財出荷は、緩やかに増加している。ソフトウェア投資は、緩やかに増加している。

「日銀短観」によれば、2007年度設備投資計画は全規模全産業で5年連続の増加が見込まれており、大企業製造業では4年連続の二桁増加、大企業非製造業では3年連続の増加が見込まれている。また、設備投資の動きに先行性がみられる設備過剰感は横ばいとなっている。先行指標をみると、機械受注は、このところ持ち直しの動きがみられる。建築工事費予定額は、おおむね横ばいとなっている。先行きについては、企業収益の改善が続いていることから、増加傾向で推移するものと見込まれる。

住宅建設は、このところ減少している。

住宅建設は、このところ減少している。持家、貸家、分譲住宅の着工は、ともに減少している。総戸数は、改正建築基準法施行の影響もあって、8月は前月比23.0%減の年率72.9万戸となった。総床面積も、おおむね総戸数と同様の動きをしている。先行きについては、改正建築基準法施行の影響が当面続くものの、雇用情勢が改善していることに加え、家計の所得環境などの回復が続いていけば、住宅着工は底堅く推移していくことが期待される。

公共投資は、総じて低調に推移している。

公共投資は、総じて低調に推移している。

公共投資の関連予算をみると、平成 19 年度予算では、公共事業関係費について、前年度比 3.5%減としつつ、地域の自立・活性化、成長力強化などへ重点化している。また、平成 19 年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、中期的に計画的な抑制を図る中で前年度比 3.0%減（かい離是正後は、14.9%減）としつつ、重点的な配分を行うとしている。

2007 年 7 - 9 月期の公共投資については、公共工事請負金額は前年を下回った。

輸出は、緩やかに増加している。輸入は、緩やかに減少している。貿易・サービス収支の黒字は、横ばいとなっている。

輸出は、緩やかに増加している。地域別にみると、アジア向け輸出は、電気機器が増加し、全体として増加している。アメリカ向け輸出は、輸送用機器が増加し、全体として持ち直しの動きがみられる。EU向け輸出は、一般機械が横ばいとなり、全体として横ばいとなっている。先行きについては、アメリカ経済の今後の動向等に留意する必要がある。

輸入は、緩やかに減少している。地域別にみると、アジアからの輸入は、緩やかに減少している。アメリカからの輸入は、機械機器が減少し、全体として緩やかに減少している。EUからの輸入は、緩やかに増加している。

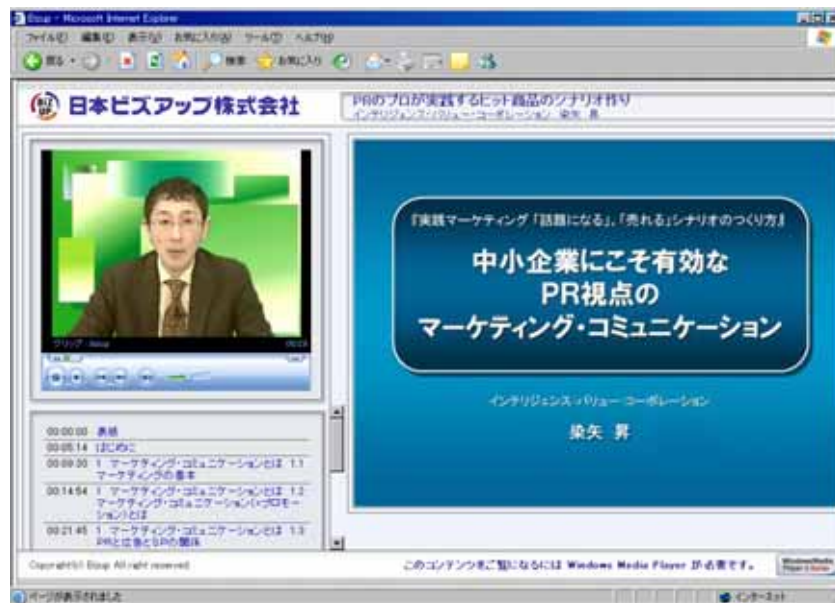
国際収支をみると、輸出金額が増加、輸入金額も増加しており、貿易収支の黒字幅は横ばいとなっている。また、サービス収支の赤字幅は横ばいとなっている。そのため、貿易・サービス収支の黒字は横ばいとなっている。

「月例経済報告（平成 19 年 10 月）」の全文は、  
当事務所のホームページの  
「企業経営 T O P I X」よりご確認ください。

# PRのプロが実践する ヒット商品のシナリオ作り

ジャンル：営業

講師：インテリジェンス・バリュー・コーポレーション 染矢 昇



## 講義内容

- 00:05:14 はじめに
- 00:09:30 **1 マーケティング・コミュニケーションとは**
  - 1.1 マーケティングの基本
  - 00:14:54 1.2 マーケティング・コミュニケーション (=プロモーション) とは
  - 00:21:45 1.3 PRと広告とSPの関係
- 00:30:50 **2 PR視点の重要性**
  - 2.1 コミュニケーションの目的・ターゲット
- 00:35:09 **3 具体的なコミュニケーションのポイント**
  - 3.1 ターゲットと内容
  - 00:36:40 3.2 情報としての魅力 (チェック・ポイント)
  - 00:37:50 3.3 情報としての魅力 (チェック・ポイント)
  - 00:42:03 3.4 メディアについて

## 講師プロフィール

インテリジェンス・バリュー・コーポレーション 染矢 昇（そめや・のぼる）

### 経 歴

1966 年生まれ。青山学院大学卒業後、大手シンクタンクに入社。システム開発、システムコンサルティング業務を経て、中央官庁や地方自治体の受託研究開発業務に従事。同時に大手や中堅の民間企業をクライアントにした新規事業開発のコンサルティング業務にも従事し経験を積み、2000 年に独立。

現在は、大手シンクタンク、官公庁関係、大学研究室等の調査研究プロジェクトに参画しつつ、民間企業へのマーケティング戦略や新規事業開発戦略のコンサルティングを展開している。

I V C (Intelligence Value Corporation) 代表取締役。

「情報の価値」を核として、経営コンサルティング（マーケティング戦略、コミュニケーション戦略、事業開発戦略、知財戦略等）とシステムコンサルティング（SCM、CRM等のシステム開発）を行っている。

### 主な著書

- ・「企画道入門 発想・企画を練り出す技術の基本」(アスカエフプロダクツ)
- ・「PRのプロがそっと教える実践!マーケティング 「話題になる」「売れる」シナリオの作り方」(秀和システム)

本編は、当事務所のホームページの  
「企業経営ネットセミナー」よりご覧ください。

ジャンル: **事業承継・相続** > サブジャンル: **遺言書の活用**

# Question

## 遺言書の必要性

遺言書はなぜ必要なのですか、教えてください。

# Answer

遺言書があれば全てがうまくゆくというわけではありませんが、「遺言書を作成しておく」ことは、被相続人となる人の意思を明らかにする唯一の手段です。

一般的に各相続人はそれぞれの家庭をもち、その家庭が一番大切なところとなります。その結果自分のところを優先に考えた主張をするために、トラブルに発展していくケースが多くなっているのです。分割が決まっていないと、各相続人の気持ちとして少しでも多くの財産を貰いたいというのも人情だと思います。

遺言を書くことは、親として最後の義務であるといわれているのも、この辺からきているのだと思われます。

特に以下のような場合には、遺言書を作成した方が良いと思われます。

- (1) 子供のいない夫婦
- (2) 再婚した夫婦
- (3) 相続人間に不和がある場合
- (4) 自分の事業を承継させたい場合
- (5) 相続人以外の人に財産を分けたい場合
- (6) 婚姻届けをしていない場合
- (7) 財産を与えたくない相続人がいる場合
- (8) 相続人が未成年者の場合
- (9) 相続に何らかの条件を付けたい場合
- (10) 配偶者の生活基盤と生活資金を確保したい場合

## Question

### 遺言書の種類

遺言書にはどんなものがありますか？

## Answer

遺言は一般的に、自筆証書遺言、秘密証書遺言、公正証書遺言の3種類があります。

いずれの場合も遺言の効果が生じたときは、遺言者は既に死亡しており、その内容確認が出来ないため、法律で厳格な方式を定めています。遺言書は公正証書遺言をお勧めします。

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成方法	本人が遺言の ・全文 ・日付（年月日） ・氏名等 を書き押印（認印可）する ワープロ、テープ不可	本人が口述し、公証人が筆記する 必要書類 ・印鑑証明書 ・身元確認の資料 ・相続人等の戸籍謄本、登記簿謄本	本人が遺言書に署名捺印の後、遺言書を封じ同じ印で封印する。 公証人の前で本人が住所、氏名を記す。 公証人が日付と本人が述べた内容を書く。 ワープロ、代筆可
場所	自由	公証役場	公証役場
証人	不要	証人2人以上	公証人1人、証人2人
署名捺印	本人	本人、公証人、証人	本人、公証人、証人
家庭裁判所の検認	必要	不要	必要
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>証人の必要がない</li> <li>遺言を秘密にできる</li> <li>費用がかからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>証拠能力が高い</li> <li>偽造の危険がない</li> <li>検認手続きが不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺言の存在が明確</li> <li>遺言の内容は秘密</li> <li>偽造の危険がない</li> </ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>紛失、偽造の危険性</li> <li>方式不備による無効</li> <li>検認手続きが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作成手続きが煩雑</li> <li>遺言を秘密にできない</li> <li>費用がかかる</li> <li>証人2人以上の立会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作成手続きが煩雑</li> <li>費用がかかる</li> <li>検認手続きが必要</li> </ul>

# 中小企業の活用法が大幅拡大 種類株式の概要と発行実務

要約版

## ポイント

種類株式と発行のメリット

譲渡制限株式の活用

事業承継に活用する種類株式

経営安定化に活用できる種類株式

種類株式の相続評価

## 種類株式と発行のメリット

### 会社法施行で変わった「種類株式制度」

平成 18 年 5 月に施行された会社法により、会社を運営するうえでの規制や手続きが大きく変わりました。具体的には、「最低資本金の撤廃」、「有限会社法の廃止による株式会社制度への一本化」、「機関設計や剰余金分配の柔軟化」などが実現し、企業経営の手法は自由度が増したといわれています。

#### 中小企業経営者にとっての変更点

会社の機関設計が大幅に自由化  
発行する株式の内容と種類が多様化  
会社の機関として「会計参与」が新設

これらの変更点は、

株式会社をスリムにしたい  
株式発行の工夫により、円滑に事業を承継したい  
決算書の信頼性を向上させたい  
M & A について考えてみたい  
ベンチャー企業を起こしたい

といった中小企業経営者の悩みにこたえる会社制度に生まれ変わりました。

特に、中小企業にとって活用方法が大幅に広がった制度のひとつに、「種類株式制度」があります。種類株式は、従来の商法でもいくつかは発行が認められていました（配当優先株式、議決権制限株式、譲渡制限株式等）が、会社法ではこの発行パターンが、9種類に増えたことが注目されています。

会社法で発行が可能になった種類株式とは、どのようなものがあるか確認します。

### 9つの種類株式

#### (1) 剰余金の配当に関する優先株式

会社が株主に配当する剰余金の金額や順位について、普通株式よりも優先権を持つ株式

#### (2) 残余財産の分配に関する優先株式

会社を清算した場合に、その会社の残余財産の分配を受ける金額や順位について、普通

株式よりも優先権を持つ株式

**(3) 議決権制限株式**

株主総会における議決権の行使について、普通株式とは異なる権利を持つ、あるいは全く権利を持たない株式

**(4) 譲渡制限株式**

株式を譲渡する場合に、発行会社の承認を必要とする株式

**(5) 取得請求権付株式**

株主が発行会社に株式を買い取ることを請求できる株式

**(6) 取得条項付株式**

予め定めた一定の事由（例えば、新株の発行日、株式の公開日、その他会社が定める日が到来した場合等）が生じた場合に、発行会社が主導権を持ってその株式を強制的に取得することができる株式

**(7) 全部取得条項付種類株式**

2種類以上の株式を発行する会社が、株主総会の特別決議によって、その株式の全部を強制的に取得することができる株式

**(8) 拒否権付株式（黄金株）**

一定の事項（例えば、取締役等の選解任に関する議決権、合併・事業譲渡等に関する議決権等）について特定の株主に拒否権を付与する株式で、この株主が同意しない限り、その事項については決定することができないので「黄金株」とも呼ばれています。

**(9) 取締役等の選任権付株式**

会社の取締役や監査役の選任・解任についての議決権を有する株式

**なぜ、種類株式を発行するのか**

これら9種類の種類株式を使い分けたり、組み合わせたりすることで、さまざまな経営上の効果を得ることができます。例えば、株主総会の議決権よりも、より多くの配当がほしいという人には「剰余金の配当に関する優先株式」を発行することで資金調達がしやすくなりますし、将来事業を承継させる後継者には普通株式を、他の株主には「無議決権株式」を発行することで、経営権の分散を防ぐことができます。

また、これら9種類の種類株式以外にも、株主ごとに異なる権利を持たせる「属人的種類株式」や、株式を相続した人から会社が強制的に株式を買い取れるよう定款に定めることが可能となりました。

## 譲渡制限株式の活用

### 譲渡制限株式

譲渡制限株式は、その株式の譲渡による取得について、発行会社の承認を要する株式です。従来の商法では、全ての株式に譲渡制限の定めをおくか否かについて定めることができたのみでした。つまり、譲渡制限の定めをおけば全ての株式が譲渡制限株式となっていたわけです。これに対し、会社法では株式ごとに譲渡制限の定めを置くか否かを選択できることになりました。

また、譲渡制限の定めを置いた場合には、その株主からの譲渡の承認請求に対して、譲渡機関を設ける必要がありますが、定款の定めにより、代表取締役を承認機関としたり、一定の場合には自動的に承認したものとみなすことも出来ます。これにより、譲渡の証人請求があった場合にも株主総会や取締役会の招集を省略したり、親族間の株の譲渡については承認があったものとみなすことにより、手続きを簡略化できるようになっています。

このような制限を設けることで、株式が不必要にばら撒かれ、見知らぬ他人の手に渡ったりすることを防ぐことができます。一般的な中小・同族企業の多くはこうした譲渡制限についての定款規定を設けています。

では、仮に会社が株式譲渡に関する株主の請求を拒否した場合はどうなるのでしょうか。この場合、会社自身はその株式を買い取るか、会社が買受人を指定し、その人に株式を売るという手続きを経なければなりません。

### 譲渡制限株式の発行手続き

株式に譲渡制限を付けるためには、定款でその旨を定め、株主総会の決議を行うことが必要とされます。定款で定める事項は、下記の通りです。

#### 譲渡制限株式発行時に定款に定める事項

譲渡制限につき、株式会社の承認が必要である旨  
一定の場合において承認したものとみなす旨とその一定の場合の要件

従来、譲渡制限を付けていなかった会社が新たに株式の全部に譲渡制限を付ける場合、株主総会の「特殊決議」が必要とされています。なお、この決議で反対した株主は、所有株式を会社に買い取ってもらうことを請求することができます。

定款に必ず定める事項	譲渡制限につき株式会社の承認が必要である旨 一定の場合に承認したものとみなす旨とその一定の場合の要件
株主総会の決議	特殊決議（全部変更の場合）

## 経営安定化に活用できる種類株式

株式が分散し多数の人が株主となると、会社の舵取りをする権限（＝経営権）も希薄化してしまいます。そこで、経営者やその一族でしっかりと経営権を握るために種類株式を活用することが重要になってくるわけです。

### 議決権制限株式

株主の基本的な権利に「株主総会における議決権」が存在します。普通株式会社には1株（あるいは1単位）に1つずつ、平等に議決権が付されていますが、議決権制限株式は株主総会で決議できる事項に制限を加えるという株式です。

「決議できる事項に制限を加える」というのは、具体的には、ある株式が「取締役等の選任に関する議決権と剰余金の分配に関する議決権は持っているが、事業の譲渡に関する議決権は持ってない」といったように、株式ごとに、議決権の内容に濃淡を付けることをいいます。また、決議できる事項をゼロとする「完全無議決権株式」も発行することができます。

### 議決権制限株式の発行手続き

議決権制限株式を発行するためには、まず定款で「株主総会で議決権を行使できる事項」を必ず定め、その株式について議決権行使の条件を定める場合には、その条件についても定めます。定款変更の株主総会での決議方法は、「特別決議」とされています。

#### 議決権制限株式の発行手続き

定款に必ず定める事項	株主総会で議決権を行使できる事項
定款に定めるか、取締役会等の決議で定める事項	当該種類の株式につき議決権行使の条件を定めるときはその条件
株主総会の決議	特別決議

レポート全編は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。